

令和7年9月版

大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）

オープンデータについて

大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）（以下「ORION」という。）において収集した大阪府内の消防機関及び救急告示医療機関による傷病者の搬送及び受入れに関する情報（以下「ORIONデータ」という。）のオープンデータについては、次の条件等のもと集計されたデータである。

I ORIONについて

ORIONは、ICT（情報通信技術）を活用し、消防法（昭和23年法律第116号）第35条の5の規定により策定した「大阪府傷病者の搬送と受入れの実施基準」（以下「実施基準」という。）に基づく救急隊による搬送先医療機関の選定を支援するとともに、救急医療体制の検証等を行うため、傷病者の病院前（搬送状況）・病院後（受入状況）の情報を収集・分析できるように構築したシステムである。

II 個人情報について

ORIONデータには、住民基本台帳に記載されている氏名・住所・生年月日等のいわゆる個人情報は収載されていないものの、医療機関名・搬送年月日等の情報と報道等の公知の事実とを照らし合わせた結果、個人の特定につながる可能性が否定できない情報も存在する。

そのため、ORIONデータについては、個人情報に相当するものとして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。以下「条例」という。）に則し、慎重に取り扱うこととしている。

したがって、システムに格納されている個別の事案データそのものの公開は個人情報保護の観点から困難であることから、ORIONデータのオープンデータ化にあたっては、ORIONデータを項目別に、日ごと又は月ごとに集計したデータとした。

また、事案及び個人特定リスクを考慮し、項目によっては10未満の数値を「-」と表示することでマスキング処理を行っている。

III データクリーニングについて

ORIONデータは、「出場情報」「救急活動記録」「患者情報」の3つの情報が紐づき、1件の事案データとなっている。ただし、出場したが不搬送であった事案、救急告示医療機関以外の医療機関や大阪府外の医療機関へ搬送された事案等で、3つの情報のうちいずれかが欠損している事案データが存在する。

オープンデータは、これら欠損がある事案データや各情報間で明らかな不整合が生じている事案データを除外（データクリーニング）したデータをもとに集計したものとなっている。

IV 各データ項目の説明

1 性別件数

傷病者の性別集計データ

2 年齢別件数

傷病者の年齢別集計データ（5歳ごとにグルーピングし、85歳以上を同一グループとして集計）

3 事故種別件数

下記要領に基づき入力された救急隊の出場種別集計データ

項目	入力要領
火災	火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
自然災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。
水難事故	水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
交通事故	すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故、若しくは歩行者が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
労働災害	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
運動競技	運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中のものが直接に運動競技用具によって負傷したものは含み、競技場内の混乱によるものは含まない。）をいう。
一般負傷	他に分類されない不慮の事故をいう。
加害	故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。
自損行為	故意に自分自身に傷害等を加えた事故をいう。
急病	疾病によるもので救急業務として行ったものをいう。
転院搬送	医療機関に収容された者を、何らかの理由により他の医療機関へ搬送したものをいう。
医師搬送	災害現場への医師、看護師等の搬送をいう。ただし、転院搬送時は含まない。
資器材輸送	災害現場への資器材、医療器材等の搬送及び医療機関等への医療器材等の搬送をいう。
その他	その他のもの。傷病者不搬送件数のうち上記救急事故に分類されないものを含む。

4 発生場所別件数

下記要領に基づき入力された事故等の発生した場所又は傷病者のいた場所別集計データ

項目	入力要領
住宅	一般住宅及び高層住宅等で住居として使用している場所をいう。
公衆出入場所	多数の人が集まる場所をいう。
仕事場	工場、作業所、各種事業所等の仕事をしている場所をいう。
道路	一般道路、高速道路、交差点、歩道及び歩道橋等をいう。
その他	公園、広場、空地等をいう。（発生場所が不明なものを含む。）

5-1～4 時間経過：入電時刻～現場到着時刻、現場到着時刻～現場出発時刻、現場出発時刻～病院収容時刻、入電時刻～病院収容時刻 (hh:mm:ss)

下記要領に基づき入力された時刻から求めた各経過時間の集計データ（中央値、四分位）

項目	入力要領
入電時刻	通信回線等が消防機関に接続した時刻をいう。通信回線等を使用しない通報の場合は、受付を開始した時刻をいう。
現場到着時刻	救急隊が災害現場に到着した時刻をいう。 ※なお、救急現場に出場途上、傷病者等の辞退が判明し、途中引揚げになった場合については、引揚げ時分を現場到着時分とすること。
現場出発時刻	傷病者を医療機関等に搬送するため現場を出発した時刻をいう。 ※不搬送の場合は入力しないこと。
病院収容時刻	収容先医療機関の医師に傷病者を引き継いだ時刻をいう。 ※応急処置のみで収容できなかった場合は転送となり収容とみなされない。 ※不搬送の場合は入力しないこと。

5-5 現場滞在 30 分以上、60 分以上の件数

「5-2 時間経過：現場到着時刻～現場出発時刻」が 30 分以上、60 分以上となった件数の集計データ

6-1 搬送先決定までの連絡回数

救急隊が行った医療機関への受入照会回数の集計データ（中央値、四分位）

※救急隊の他、指令センター等が受入照会を行った場合は合算した件数となっている

※医療機関からの転送等で、救急隊及び指令センターが受入照会を行わなかった場合でも、照会回数「0」ではなく「1」となっている

※家族等が搬送先医療機関を既に手配している場合や転院搬送において、救急隊が受入照会を行わなかった場合についても照会回数「0」ではなく「1」となっている

6-2 搬送先決定までの連絡回数 4 回以上、11 回以上の件数

「7-1 搬送先決定までの連絡回数」が 4 回以上、11 回以上となった件数の集計データ

7 居住地：管内管外別件数

下記要領にて入力された救急隊の所属消防本部における管内管外別集計データ

項目	入力要領
管内	傷病者が消防本部の管轄内に居住している場合
管外	傷病者が消防本部の管轄外に居住している場合
その他	その他

8 緊急救度区分（1次補足因子）別件数

大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準（以下「実施基準」という。）における1次補足因子に基づく緊急救度判定区分別集計データ

項目	説明
赤1	極めて緊急救度が高く、直ちに救命処置を必要とする
赤2	緊急救度が高く、救命処置を必要とすることがあるが、病態を類推することが許される
黄以下	緊急救度はそれほど高くない〔緑（緊急救度は低い）を含む〕

※緊急救度判定のプロトコル等の詳細については実施基準を参照のこと（下記 HP）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/orion-m-m-k.html>

9 緊急救度区分（2次補足因子）別件数

実施基準における、第1補足因子に基づく緊急救度判定区分を踏まえた、2次補足因子に基づく緊急救度判定区分別集計データ

※緊急救度判定のプロトコル等の詳細については実施基準を参照のこと（下記 HP）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/orion-m-m-k.html>

10 受入時間帯別件数

搬送先医療機関が傷病者を受け入れた時間帯別集計データ

11 搬送機関：設立別件数

下記要領にて入力された搬送先医療機関の設立別（開設者別）集計データ

項目	入力要領
国立	開設者が国（国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療推進機構等を含む。）であるもの。
公立	開設者が都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方自治体の組合であるもの。
公的	開設者が次のものであるもの ① 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会 ② 日本赤十字社 ③ 社会福祉法人恩賜財団済生会 ④ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会 ⑤ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第91条第4項の規定により医療法第42条の2第1項の認定を受けたものとみなされたものに限る。） ⑥ 社会福祉法人北海道社会事業協会
私的	国立・公立・公的以外のもの。

12 搬送機関：告示別件数

搬送先医療機関の救急告示認定別集計データ

13 搬送機関：管内管外別件数

搬送先医療機関を救急隊の所属消防本部における管内管外別集計データ

14 初診時診療科別件数

初診時における診療科の集計データ

15 初診時 ICD-10 コード別件数

初診時における診断名（ICD-10 コード）のアルファベット区別集計データ

16 初診時転帰別件数

初診時における転帰別集計データ

17 確定時診療科別件数

入院 21 日後時点における診療科別集計データ

18 確定時 ICD-10 コード別件数

入院 21 日後時点における診断名（ICD-10 コード）のアルファベット区別集計データ

19 確定時転帰別件数

初診時入院患者の入院 21 日後時点における転帰別集計データ